



鳥取県公報

平成 22 年 5 月 28 日 (金)
第 8 1 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正 (341) (文化政策課) . . . 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (342) (経済通商総室) 4 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (343) (水産課) 5 土地改良区の役員の就退任 (344) (東部総合事務所農林局) 5 土地改良区の役員の退任 (345) (中部総合事務所農林局) 6 土地改良事業の工事の完了 (346) (〃) 6 県営土地改良事業の工事の完了 (347) (〃) 6
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) 6
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防チーム) 7 鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) 8 鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 9 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 11

告 示

鳥取県告示第341号

平成21年鳥取県告示第203号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成22年5月28日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 利用料金			1 利用料金		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備等利用料			(2) 設備等利用料		
	区分	利用料		区分	利用料
舞台 設備	略		舞台 設備	略	
	ジョーゼット幕	一式1回につき 2,240円		ジョーゼット幕	一式1回につき 2,240円
	大黒幕(小ホール仮設)	1枚1回につき 1,120円			
	略			略	
	P A卓	1台1回につき 500円		P A卓	1台1回につき 500円
	星球	一式1回につき 1,010円			
照明 設備	略		照明 設備	略	
	調光操作装置	一式1回につき 3,550円		調光操作装置	一式1回につき 3,550円
	移動用調光卓	一式1回につき 1,010円			
	略			略	
音響 設備 器具	略		音響 設備 器具	略	
	8ch ミキサー	1台1回につき 1,220円		8ch ミキサー	1台1回につき 1,220円

	6 ch ミキサー	1 台 1 回につき 1,010 円
	略	
	マイク (ワイヤレス・ タイピン型)	1 本 1 回につき 1,220 円
	マイク (ワイヤレス・ ヘッドセット型)	1 本 1 回につき 1,220 円
	略	
映像 機器	略	
	ミニDVカメラレコー ダー	1 台 1 回につき 900 円
	シームレススイッチャー	1 台 1 回につき 1,010 円
略		
その 他	略	
	アジャスターポール (2 本 1 組)	1 組 1 回につき 100 円
	情報プラザレールライ ト	1 系統 1 回 につき 400 円
	情報プラザ追加スポッ トライト	1 台 1 回につき 100 円

備考 略

(3) サービスプラン

名称	申込 期間	料金	備考
略			
プレゼン テーション 用データ作成 サービス	利用日 の 3 週 間前ま で	4,000 円 (1 枚)	当館利用者 に限る。
多目的 ホールらく得 展示パ ック	利用日 の 3 週 間前ま で	50,000 円 (全面) 25,000 円 (半面)	舞台の床面 の保護シー トの設営及 び撤去をす ること。 舞台以外の 床面のすき

	略	
	マイク (ワイヤレス・ タイピン型)	1 本 1 回につき 1,220 円
	略	
映像 機器	略	
	ミニDVカメラレコー ダー	1 台 1 回につき 900 円
	略	
略		
その 他	略	
	アジャスターポール (2 本 1 組)	1 組 1 回につき 100 円

備考 略

(3) サービスプラン

名称	申込 期間	料金	備考
略			
プレゼン テーション 用データ作成 サービス	利用日 の 3 週 間前ま で	4,000 円 (1 枚)	当館利用者 に限る。

		<p>間の保護テープによる目張り及び当該目張りの撤去をすること。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、ごみ袋10袋までの料金とし、ごみ袋10袋を超えた場合は、1袋につき500円を追加する。 清掃料を含む。</p>				
<p>備考 <u>多目的ホールらく得展示パックの料金の一部の清掃料及びごみ処理料が基準を超える場合の利用料の額は、清掃の作業内容及びごみ処理内容を勘案して別に定める。</u></p>						<p>2 略</p>

附 則

この告示は、平成22年5月28日から施行する。

鳥取県告示第342号

平成22年鳥取県告示第205号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した丸合東福原店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
発生する騒音ごとの予測結果において、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条に基づく深夜騒音の規制基準を超える予測結果になっており、実施に当たり設置者は同条例の規制基準を遵守すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成22年5月28日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第343号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事	河 原 茂 輔	鳥取市本高135
〃	松 村 則 美	鳥取市本高174
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	山 本 紘一郎	鳥取市本高164
〃	懸 樋 勝 雄	鳥取市本高92
〃	小 松 廣 美	鳥取市本高16
監 事	松 下 卯一郎	鳥取市本高358
〃	福 本 政 男	鳥取市本高364
〃	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	松 尾 敏 行	鳥取市本高146

平成22年4月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	懸 樋 勝 雄	鳥取市本高92
〃	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	松 村 則 美	鳥取市本高174
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	山 本 紘一郎	鳥取市本高164
〃	松 下 卯一郎	鳥取市本高358

監 事 河 原 洋 夫 鳥取市本高181
" 山 下 重 行 鳥取市本高369-1
" 河 原 利 明 鳥取市本高129
" 小 松 廣 美 鳥取市本高16

平成22年 4 月 25 日 就 任 任 期 2 年

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 5 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 嶋 忠 之 東伯郡琴浦町大字赤碕1519

平成22年 5 月 1 日 退 任

鳥取県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 5 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業主体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
倉吉市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業大嶋地区農道整備	平成22年 3 月 26 日

鳥取県告示第347号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年 5 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業北条中央地区区画整理	平成22年 3 月 26 日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成22年5月28日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

採捕を禁止する河川		禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣(引懸(ゾロ)を含む。)	平成22年6月1日から同月14日まで
		投網	平成22年6月1日から同月30日まで
	上記以外の区域	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	平成22年6月1日から同月14日まで
		投網	平成22年6月1日から同月30日まで
2 天神川水系に係る河川	投網 やす	平成22年6月1日から同年7月1日正午まで	
3 日野川水系に係る河川	投網	平成22年6月1日から同年7月1日正午まで	
4 加勢蛇川(東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域)	投網	平成22年6月1日から同月30日まで	
5 勝田川(東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域)	投網	平成22年6月1日から同月30日まで	

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

(1) 平成22年7月27日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで

鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂

(2) 平成22年8月20日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで

米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室

- (3) 平成22年8月23日(月) 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
- (4) 平成22年9月22日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂
- (5) 平成22年9月29日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防チームに備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2(1)から2(3)までの講習については平成22年6月28日(月)から同年7月13日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、2(4)及び2(5)の講習については同年8月9日(月)から同月31日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県危険物保安協会連合会(〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401)に提出すること。(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付する場合は、2(1)から2(3)までの講習については同年7月13日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2(4)及び2(5)の講習については同年8月31日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第39条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
知事(知事部局)	22	17	4	0	1	0
知事(企業局)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	53	51	2	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	7	1	7	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
取用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0
合 計	83	70	13	0	1	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つの開示決定を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	274
知事（企業局）	0
教育委員会	1,708
警察本部長	131
人事委員会	286
病院事業管理者	23
合 計	2,422

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の 6 実施機関（知事部局、企業局、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第 2 号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年 5 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求及び任意の開示の申出の件数及び処理状況

(件)

区 分	請 求 及 び 申 出 件 数	処 理 状 況						
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存 否 応 答 拒 否	処理中
公文書開示請求	312	243	68	0	3	8	0	0
任意の開示の申出	37	29	2	2	5	0	0	0
合 計	349	272	70	2	8	8	0	0

(注 1) 「公文書開示請求」とは、条例第 6 条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 「任意的開示の申出」とは、鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第55号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の条例第16条に規定する公文書の開示を求める申出をいう。以下同じ。なお、「任意的開示の申出」は一部改正条例(平成21年10月16日施行)により廃止されたため、平成21年10月15日までの件数である。

(注3) 請求及び申出件数欄の件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求及び任意的開示の申出の実施機関別内訳

(件)

実施機関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合計	
知事(知事部局)	防災局	1	0	1
	総務部	10	1	11
	企画部	3	0	3
	文化観光局	2	1	3
	福祉保健部	18	4	22
	生活環境部	27	9	36
	商工労働部	5	0	5
	農林水産部	21	2	23
	県土整備部	7	9	16
	行政監察監	9	0	9
	会計管理者	0	0	0
	東部総合事務所	49	1	50
	八頭総合事務所	10	0	10
	中部総合事務所	43	0	43
	西部総合事務所	16	0	16
日野総合事務所	7	0	7	
小計	228	27	255	
知事(企業局)	0	0	0	
教育委員会	64	4	68	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	19	6	25	
選挙管理委員会	8	1	9	
人事委員会	1	0	1	
監査委員	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
病院事業管理者	2	0	2	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	
鳥取県住宅供給公社	0	0	0	
鳥取県土地開発公社	0	0	0	
合計	322	38	360	

(注) 1の請求及び申出件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまた

がるものがあるからである。

3 公文書開示請求及び任意的開示の申出の請求者等別内訳

(件)

請求者又は申出者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合計
(1) 県の区域内に住所を有する者	68	—	68
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	17	—	17
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	—	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	94	—	94
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	0	—	0
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	—	37	37
合 計	179	37	216

(注) 平成21年10月15日までの件数である（一部改正条例により、平成21年10月16日以後は請求者の住所等に関係なく何人も公文書開示請求をすることができることとなったため、請求者の区分は把握していない。）。

4 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

平成22年鳥取県公報第8173号で公告した（仮称）ニトリ鳥取店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項に基づく大規模集客施設の設置の届出について、同条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、同条例第12条第1項の規定に基づき平成22年6月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量	A重油JIS1種2号 750キロリットル
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成22年3月25日
4 落札者の名称及び所在地	グレース株式会社 鳥取市徳尾189-1
5 落札金額	59,115円/キロリットル（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成22年2月12日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局総務課 鳥取市江津730

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 頭

1 工 事 名	鳥取県立中央病院本館耐震補強工事（建築）
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	平成22年3月30日
4 落札者の名称及び所在地	清水・やまこう特定建設工事共同企業体 広島市中区上八丁堀8-2
5 落札金額	971,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成22年1月15日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局総務課 鳥取市江津730